



出会い・結婚を望む男女の

イベント

を企画・開催しませんか？

宇和島市婚活支援事業補助金をご利用ください

補助対象事業

男女の健全な出会いの機会を提供する事業、結婚への取り組みを支援する事業

(次のいずれにも該当すること)

- ・20歳以上の独身の男女を対象とすること
- ・市内外から男女参加者を広く募集し、参加者がおおむね10人以上であり、参加者の概ね半分以上が市内に在住または勤務する者であること
- ・ただし、市長が認めた場合は、男女いずれかの募集とすることができる
- ・参加者から参加費を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえ、適正な額を設定すること。
ただし、参加者の飲食費に関しては、半額以上を参加費として徴収すること。
- ・補助金交付決定時において事業に着手していないこと
- ・その他市長が必要と認める事項

補助対象者

男女の健全な出会いの機会を提供する事業、結婚への取り組みを支援する事業を実施する市内の団体

(次のいずれにも該当しないこと)

- ・宗教活動または政治活動を主たる目的とする団体
- ・公序良俗に反する団体
- ・営利を目的として結婚相手紹介事業を営む団体
- ・その他市長が適当でないと認める団体

補助金額等

- ・補助金額は、補助対象事業に要する経費のうち、補助対象経費から参加費その他収入額を控除した額とし、1事業につき20万円を限度とする。
- ・男性または女性のみを募集して実施する場合は、上記補助金額及び限度額ともに2分の1とする。
- ・同一補助対象者に対する補助は、同一年度において2回を限度とする。

補助対象経費

謝金	講師等への謝礼等(講師の交通費及び弁当代含む)
食糧費	事業の目的達成のため必要な食糧費に限る。ただし、補助事業者の飲食にかかる費用は除く。
消耗品費	補助事業の実施に必要な消耗品
印刷製本費	ポスター、チラシ、資料の印刷費等
通信運搬費	郵便料、電話料、運搬料等
広告宣伝費	新聞等による宣伝料
手数料	振込手数料等
保険料	損害保険料等
委託料	事業を委託して実施する場合に必要な委託経費
使用料及び賃借料	会場使用料、車両借上料、設備賃借料等
その他	市長が必要と認める経費

手続き等

1 交付申請

書類を提出していただきます。

- ①交付申請書(様式指定)
- ②団体概要説明書(様式指定)
- ③事業計画書(様式指定)
- ④収支予算書(様式指定)
- ⑤その他必要書類

2 交付決定および通知

審査の結果、適当と認めた場合は、交付決定通知書を送付します。

※必要に応じ、条件を付することがあります。

※不相当と判断した場合は、理由を付して通知します。

3 実績報告

事業を完了したときは、30日以内に報告をしていただきます。

- ①実績報告書(様式指定)
- ②収支決算書(様式指定)
- ③要した費用の領収書の写し
- ④実施時の記録写真
- ⑤その他必要書類

※経費の内容に変更があった場合や、中止する場合は速やかに変更承認を受けてください。

4 補助金額の確定

実績報告の審査により、成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、額確定通知書を送付します。

5 交付請求

請求書を提出し、交付を受けてください。

※事業の実施上、概算払が必要な場合はお申し出ください。

詳しくは、下記へお問い合わせください。



保健福祉部こども家庭課



宇和島市曙町1番地 市役所1階20窓口



0895-49-7017



kodomoka@city.uwajima.lg.jp